

改正

平成19年3月30日訓令第10号

平成20年3月27日訓令第9号

只見町在宅重度障がい者対策事業要綱

(目的)

第1条 只見町は、在宅重度障がい者又は当該障がい者のいる家庭に対し、この要綱の定めるところにより、別表に掲げる治療材料等の給付を行うことにより在宅重度障がい者の福祉の増進を図るものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「在宅重度障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち同手帳に記載されている障害の級別が、1級若しくは2級の者又はこれらと同程度の障害を有する者であって次の各号のすべてに該当するものをいう。

- (1) 在宅の65歳未満の者であること。
- (2) 障害が下肢の障害、体幹の障害又はこれらに準ずるものであること。
- (3) 知覚障害、膀胱及び直腸障害その他運動機能障害等を有する者で、現に褥瘡、尿路感染症、膀胱炎、排泄障害等の顕著な症状を有し、又は予防のため、日常生活において医療的処置を必要とするものであること。
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療所に入院していない者
- (5) 厚生労働大臣の指定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関に入院又は入所委託されていない者
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者でない者
- (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく被支援者でない者

2 前項の規定にかかわらず、在宅の障がい者であって、内部障害による人工肛門及び人口膀胱を造設している者（障害者自立支援法第77条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年厚生労働省告示第529号）に掲げる「ストマ用装具」の交付を受けることができる者を除く。）は、同項に規定する在宅重度障がい者とみなすものと

する。

(給付)

第3条 只見町は、町の区域内に住所を有する在宅重度障がい者（その家族を含む。）に対し、福島県在宅重度障害者対策事業補助金交付要綱別表に掲げる事業を行い当該別表に掲げる品目の物品を別に定める手続きに従い給付する。

(譲渡及び担保の禁止)

第4条 在宅重度障がい者対策事業の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することは認めない。

(不正行為による給付の返還)

第5条 在宅重度障がい者が偽り、その他不正の行為によって、この要綱による給付を受けたときは、その者につき当該不正の行為によって受けた給付の全部又は一部に相当する額の返還を求めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第10号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日訓令第9号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

補助対象事業		補助対象事業の内容	補助対象品目	補助率
在宅重度障がい者給付事業	(1) 在宅重度障がい者治療材料費給付事業	在宅重度障がい者に対して右欄に掲げる品目の物品を給付する事業	両面バンソーコー、消毒液、脱脂綿、油紙、ネルゴム手袋、バンソーコー、ガーゼ、綿球、ピンセット、バット、浣腸液、紙おむつ、安楽尿器、おむつかバー、円座、医療用ソフトシート、清拭剤 ただし、対象障がい者1人につき	県

			月額3,000円を限度とする。	
	(2) 人工肛門、 人工膀胱造設 者衛生器材費 給付事業	在宅の人工肛 門、人工膀胱造設 者に対して、右欄 に掲げる品目の 物品を給付する 事業	人工肛門及び人工膀胱造設者用の県 接着式装具ベルト、入浴パック、皮 膚保護用パック、リング、腹巻、医 療用ソフトシート、伸縮性バンソー コー、消毒液、消毒綿、洗浄液バッ ク、採尿パック、両面粘着シート、 脱臭剤、ガーゼ、油紙 ただし、対象障がい者1人につき 月額4,000円を限度とする。	